平成２９年（フ）第３３５号
札幌市手稲区前田10条16丁目１番13号
債務者　中村　明広
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４３号
札幌市東区北36条東14丁目３番１号　テンポイントナカヤマ202号
債務者　天野　直美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８５号
札幌市白石区本通10丁目南８番17号　オーシャンビレッジ白石105号
債務者　鈴木　　樹
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９１号
札幌市西区八軒６条西２丁目１番３―903号
債務者　佐藤　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０２号
札幌市北区太平４条５丁目１番８号
債務者　鈴木　義信
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０６号
札幌市東区北38条東１丁目３番７号　土肥マンション201号
債務者　新井志津香
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０号
釧路市貝塚２丁目９番27号
債務者　宝福　正枝
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２５号
釧路市美原１丁目22番1309号
債務者　舛井　清治
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２６号
釧路市美原１丁目22番1309号
債務者　舛井　利恵
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
釧路市米町３丁目１番４号
債務者　市川由起乃
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３１号
釧路市美原４丁目４番256号　道営住宅Ｄ―10Ｒ
債務者　佐々木広行
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５３号
北海道帯広市西２条南４丁目20番地２　コーポ武蔵Ⅰ―Ⅲ
債務者　多和田康利
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
北海道帯広市西７条南１―14―２　ホワイトハウス201号室、住民票上の住所北海道帯広市西17条北３丁目２番12号　フローレンス８号室
債務者　田村紳太郎
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
岩手県一関市山目字境９番地５
債務者　小野　孝行
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６号
山形県酒田市富士見町２丁目９番地の８
債務者　伊藤　　久
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１３号
群馬県藤岡市立石645番地１　県住Ｅ棟69号
債務者　大廣敬一郎
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３３号
群馬県高崎市下小鳥町30番地12　梅山ハイツＢ117号
債務者　都丸　繁雄
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部